

(別添)

令和6年度「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業  
天龍村の「柚餅子」魅力発信パンフレット作成業務  
仕様書

1. 委託業務名

令和6年度「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業  
天龍村の「柚餅子」魅力発信パンフレット作成業務

2. 業務の期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

3. 業務の目的

本業務では、地域の伝統食文化「柚餅子」の文化的価値や魅力を広く発信するため、パンフレットを作成することを目的とする。

4. 業務内容

受託事業者は、次に掲げる次項について天龍村と協議の上、委託業務を実施する。

(1) パンフレットに係る企画、アイデア、対象の取材等

(2) パンフレットのデザイン、レイアウト、文案作成、必要画像の提供

写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受託者において入手することを基本とする。ただし時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は、天龍村が所有する写真や資料を可能な範囲で提供する。

(3) パンフレットの印刷及び納品

(4) パンフレットの電子データの作成及び納品

(5) その他、パンフレットの制作に必要な事項

(6) (1)～(5)に掲げるもののほか、本業務に関する提案

5. パンフレットの内容

(1) 柚餅子の作り方や味など特徴をわかり易く伝えるもの

(2) 柚餅子の魅力や文化的価値を伝えるもの

(3) カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したもの

6. 仕様等

規格:A5 版(中綴じ)12ページ フルカラー印刷

用紙:ヴァンヌーボースノーホワイト130kg

7. 成果品

- (1)パンフレット(日本語版) 2000 部
- (2)パンフレットの電子データ(再編集可能データ、アウトライン化済 AI データ、PDFデータ) 一式
- (3)写真テキスト等のデータ 一式

## 8. 納品場所

天龍村役場 地域振興課(長野県下伊那郡天龍村平岡 878 番地)

## 9. 留意事項

### (1)特記事項

- ①受託事業者は、委託業務の履行に当って、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに天龍村と協議すること。
- ②委託業務は、契約期間終了後も含めて、天龍村監査委員や会計検査員の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。
- ③受託事業者は、業務目的を達成するために、より効率的な手法があるとき又は委託業務上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について天龍村と協議することができるものとする。
- ④本業務により作成されるデザイン、写真等すべての著作権、所有権等を天龍村に譲渡すること。
- ⑤成果品の所有権は、受託者が天龍村に対して当該成果品を引き渡した時点をもって、天龍村に移転するものとする。
- ⑥成果品は天龍村が自由に二次使用できるものとする。
- ⑦受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また、本業務に用いた資料及び成果品等について、天龍村の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- ⑧本業務計画書に記載されていない事項については、天龍村と受託事業者が協議し、決定するものとする。